



草偃和言

全

73
6442



門 7 8
6442
卷

嘉永壬子新鑄

草偃和言

常陸 靜神社長官藏版

485

草偃和言序

藩督學會君伯氏嘗苦予偃和言。以郡宰金子氏物上法梓。命余序其梓。偃和言蓋會君之著述甚衆。金子氏先此二書在。以其俚語有感發童蒙之益。且便於窮鄉之書。故刻之。皆下播之當世。亦可謂仁者之用也。夫會君以忠孝之質。蓄正大之學。其志常欲有所報效於天下國家。聽其言。觀其



著述。此可以知宿志之所在矣。斯書雖一小冊子乎。然載錄

天朝之典章禮經及

幕府本藩之遺

訓右實。夫歷代明君賢王之偉行奇節有關係於世教者。使人因歲時之所思。得感發而無仁慕義之意。油然而生。自正。凡神州之所以為神州。大道之垂於世而無隱者。皆因斯書而可徵一端。必豈可不速播之於

世。以天下人士共之哉。初余與會者同在彰考館。相親最近。校讎稍暇。文飲文集。生所相與切劘討論。大略以書之意。而不著其在於明

神聖之大衛也。及今公之襲封。慨然思欲一愛舊弊。拔擢賢材。督勵文武。於學校經界。法善政。用力尤至。於是乎會其居師氏之職。掌一國之教化。得大展所蘊。以裨政治。游學

義小及むエキ凡易エキも風天フカより行ユクを小高タカクとし
 然シカドりしとてシよれと風フカのりてと少オホクく高タカクり
 てと中ナカに及ツぶと人ヒト事を畏オソレく地チの風フカあり
 益エキあふエキ益エキもエキを同ドウ社シャのシ子シ身ミは語ゴ傳デンんが為タ
 小神コカミ之義ノ乃ノ大ダイ概ガイを海ウミも業サイ時ジのシ君キミ存ゾも其ソノの
 之義ノ及ツびと人ヒト中ナカを信シ小コ人ヒトとしと上ウヘと上
 小君子コクニシは地チあり事コトを知チく仁ニ風フカもモ廢ヘをヘ偃ヘと
 益エキ一イチ助シュともモ人ヒト古コ語ゴもモ吉キツ言ゲンと百ヒャク姓セイも
 利リとトいイふフのノ河カ邊ヘをシ持チのノ義ノを取トルくヘ篇ヘンり

名ナつツ神カミをシのノ神カミ事コトはハ神カミ祇キ令シ小コ裁サイるル
 小コおオつツとト後ノチ世ヨ始ハジりリしシとトまマくク風フカ交カりリ大ダイ外ガイるル
 關クワン係ケイをシのノらラんンのノ事コト始ハジりリとトまマくク風フカ交カりリ大ダイ外ガイるル
 乃ノ人ヒト終ハジりリをシ補ホんンとトまマくク風フカ交カりリ大ダイ外ガイるル
 甲ケツ午ウ時ジ日ニチ書ショおオ正テイ志シとト高タカク意イいイ

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

草儀和言目次

新嘗祭 同日 六日

六月

正月

元日

二月

祈年祭 同日

釋奠 上丁日

東照宮任征夷大將軍日 十二日

菅公忌日 二十五日

三月



鎮花祭 晦

四月

大忌祭 四日 風神祭 同日

神夜祭 十日 東照宮忌日 十七日

三枝祭 同日

五月

楠贈左中將忌日 二十五日

六月

月次祭 十一日 神人 同日 大祓

晦



鎮火祭 同日 道饗祭 同日

七月

大忌祭 四日 風神祭 同日

八月

釋奠 上丁日

九月

例幣 十一日 神夜祭 十四日 神嘗祭 十七日

十月

大織冠忌日 十六日

十一月

相嘗祭

上卯日

鎮魂祭

中寅日

新嘗祭

中卯日

豐明節會

中辰日

十二月

天智天皇國忌

三日

義公忌日

六日

月次祭

十一日

神今食

同日

大祓祭

晦

鎮火祭

同日

道饗祭

同日

荷前

撰吉日

草偃和言



正月元日

今日八年月日乃始可也、京都少く、四方拜等の
 嘉儀あり、朝廷此儀を詳し記し、侍人ハ様示
 り、まじしも公事根源ハ世ハ廣く傳播せし書されハ
 其書此文を彙括して其大略を申へ、甲子年
 寅乃時、天皇天地四ノ山陵をおろし、甲子年
 災を攘ひ實祚を祈中、儀也又朝賀とて朝拜とも
 衣乃時、天皇大極殿乃高御座まつりせらるひ

群臣禮服を以て 天皇をおもむる事沙即

位の儀と同 奏賀奏場を以ての儀あり今ハ朝賀は

やみられども於小朝賀にて清涼殿にては下

天子をおもむる也又元日首命を以て 天皇紫宸

殿に渡津ありて群臣百官は酒を以て宴を以てあり

外任奏法司奏するの儀あり諸司奏とは七曜の法

曆 日月星辰を以てする 氷様 去年は氷成を以てありては内省より

腹赤は奏するもの也 又内侍所の沙

供あり内侍所より三種乃神岳の其一なり石凝

姥乃神の清物 日神の沙形乃鏡なり是

を八咫鏡と名づく 皇孫天津彦彦火瓊杵尊

葦原比牟美成と天降りありて 天照大神

みづろ三種の神寶を授けりて此後には我を

以てめくせしと宣ひ也 日神の沙形を以て

まは伐りて 沖門傳く寶物なりは一人皇

第十代 崇神天皇の沙形同殿よりてハ神

威を清さんものと畏くは後と清かへらまて神代より

傳りて沙鏡といは大和乃皇孫邑より後より

垂仁天皇此河内伊勢乃國乎平治の川よふ河がら
スレニ 乎さる是即今の伊勢 全七 皇太神宮ありさる新
 造乃法鏡とけ シハウキヨ 皇病よ重なりまると後別
ガ 座安置せし温的殿あまなり今小いりまて
 神宮と等し崇めしとれくありしと
 主上ハ 神宮内侍所れまると河跡少はせし
 らぬる也今ハ内侍所よ崇めしとて女官守護
 してひそり給自れ河内供ハ毎月の中也河内即位の
 時ハ吉日を撰て是の如く供せしとありあり

右公事根源よ載らる亦大略かありし其詳を
 する事ハ本書ハ終く見らる也
 禮々按ては古鴻荒の世ハ 天照大神
 高天原よまより高天原四方照臨あり
 時始く嘉穀乃種を求ては物ハ顯見養生食
 て治てしと河内小植せあり又蠶を養ふ
 道と始給ひさきよめて美民衣食の原
 國て人皆を生と厚くするを均しり
 皇孫天津彦火瓊杵尊よ天下と授あり

として八咫鏡八坂瓊曲玉草薙劍三種乃寶物と
 後々豊葦原此瑞穂の國ハ我子孫王と
 爲るの地なり寶祚の隆なりん事天壤と
 窮るるべしと宣ひし毫釐と違ふと天地
 の可初より 皇統の可初より唯一乃
 沖流れし四海小照臨しして一たびも他姓
 を難えはるる事なり也三種は神皇の
 中より鏡と劔ハ 崇神天皇の法時禰耜
 らし新造の物と護身此法靈とありあり

りハ古事記日本書紀小見え其鏡ハ聖德長
 久の火災ハ涉取損ありし劔ハ壽永此乱り
 海底ハ沈みありし 諸家の記録より公事
 根源より外の法より見えたるも神代乃
 真物の鏡ハ伊勢ノ劔ハ尾張ノ熱田小玉ハ
 禁内小現存ありしと天位ノ信となり法字ハ
 靈物となりて今ハかたむらひあり今ハ宇内ハ
 即神代乃宇内なり 太祖神武天皇中國
 平定せし是極原此より即位ありしと天下と

治めひ是より曆朝レキチヤウの 聖帝セイテイ明立メイリツ 天日アマツヒ
 嗣ツギを文徳ツギせめひ萬民を撫育ブイクせしむ 日神ヒノカミの
 神時ツギより 今上皇帝イマノミコよあるまて 皇統クニノミヤコトの
 一統イツトウせ給ひて朝夕 玉帛ムクヒを報ムカヒせしむ
 國家クニは安徳アントクありんを祈イノリめよ 日嗣ヒツギの君
 は天位テンイよりまゝまをば天小カミコ伐キくそのあり
 日神ニギハヤヒの養生アイクシを忠告チウカウせしむ 其天功ヒノミコトを照ヒロめ
 給ふと是即スハチ天職シヨクなりと 至尊シツソクハ萬民の
 たりよと今と元朝ゲンチャウハ元化ゲンカ聖山シヤウ山陵シヤウリヤウとあり

給ふ曆朝レキチヤウ乃聖恩セイオン祈イノリるよ詞コトバありて
 是をば是よりて年トシに神カミの朝賀チヤウカの儀
 ありて 天皇テンノウを祀イハヒるなり 聖恩セイオンは第一
 を謝シヤウせしむ也 朝賀チヤウカの儀ハ神カミ即位キツイの礼レイよ
 同ドウく神即位カミキツイ乃礼レイハ 神代カムヤマトは神代
 始ハジメりて之後 神代カムヤマトは文章ブンヤウは美ミの備ツクリり
 たる礼レイありて是を載サイし後ノチも 檀原カシハラは昔ムナシより
 かゝる事コトあり 其コトを祀イハヒるなり
 今イマよりて四方シヤウホウ拜イハヒる礼レイあり

以下小朝賀の礼ある事君臣の礼ある事
 今一と云へば也後世ハ朝賀ハ山みされども臣
 下と云へば元日とてあれハ天子とあり
 ちと云へば一と云へば中後て小朝賀の儀ハ行ひ是
 一也四海万国ニ風俗さぬぐあはれどもかの
 ぬく天地とけし神より君臣の礼義四と
 して天地と共ニ易らざる事ハ万国よる
 ざるふれハ神洲の民たるとんハかり
 その事此義と云へばと云へば元日ハ

聖と四方ねと行はせあり群臣も朝賀ある
 べし日をきハ早朝ハ者までも其義と心
 合へ聖恩の美つと謝もとんあやと
 思ふべしとあり
 今日武家少も幕府よ熱登城ありと
 大名少も大城小登りて大將軍ハ
 湯の營中此儀ハ今國々記さば我常陸ハ
 遠拜の禮とて今晩宮の対ハ東常一と云へば
 此く東師の事と云へば一と云へば此ハ先の節ハ

渴^{エツ} 早くて諸士乃^{ハイレキ}の祭祀を文免^{ワキキ}の美沙流^{アモノ}に考^{サカシ}を
との儀ありて其後小極^{ホヨク}の嘉儀^{カギ}ハ行^カたる也

東照宮天下乃^{テイシツ}の乱と平け給ひ 帝室^{カド}と

瑞^ホ響^{ヨク}して天^{タス}切^{タス}を亮^{タス}けあり君臣^{キミノミ}は義^キと申

今^{レキ}日^{チヨウ}く 歴朝^{レキチヨウ}の聖恩^{セイオン}小報^{ホウ}を^{ホウ}しん^{ホウ}る

天下^{ヘキキ}は國^{ケイ}主^シと率^シて奉^{ホウ}師^シ朝^{チヨウ}あり

此時^{キジ}より南^{ミナミ}て天下^{ヘキキ}は臣^シ民^シ注^シり歴朝^{レキチヨウ}の聖恩^{セイオン}

を仰^{オウ}き 奉^{ホウ}恩^{オン}の大^{ダイ}切^キ大^{ダイ}義^ギ小^コ腹^{フク}

中^{ナカ}より^シん御^{ミカレ}た^シを^シ 東照宮^{テイシツ}乃^シ神^{シン}孫^{ソン}

遺業^{イゲツ}と文^{ワキ}免^キとて平^{ヘイ}と治^チありと又^{マタ}注^シり感^{カン}

載^{タイ}せ^シん^シは^シ小^コより^シて大^{ダイ}名^ナ小^コの^シ登^{トウ} 城^{シロ}と

幕府^{マクフ}小^コ極^{キョク}と其^{ソノ}下^カより^シる者^{モノ}又^{マタ}若^{ニハ}く^シ主^シ矣

小^コ尾^ビ從^{ジュウ}して 大^{ダイ}城^{シロ}と^シり 東照宮^{テイシツ}以^{ヨリ}來

世^ヨに^シれ 大^{ダイ}將^{シヤウ}軍^{クン}に^ニ敬^{ケイ}禮^{レイ}と^シて 二^ニ百^{ヒャク}餘^ヨの

切^キ徳^{トク}と^シ報^{ホウ}ひ^シて^シ 四海^{シヤク}安^{アン}徳^{トク}ありん^ニハ^シ即^キ教^{キョウ}子^シ孫^{ソン}の

歴朝^{レキチヨウ}乃^シを^シ恩^{オン}小^コ報^{ホウ}を^シら^シれ^シ義^ギ也^{ナリ} 我^ガ常^{ジョウ}隆^{リョウ}と^シる

恩^{オン}の儀^ギあり^シハ 正^{テイ}位^イ殿^{テン}の^シ神^{シン}代^{ダイ}より

して^シ神^{シン}道^{ドウ}を^シ尊^{ソン}奉^{ホウ}して^シ 賜^ミ史^シ納^{ナク}言^{ゴン}殿^{テン}

古事記

下

少至てハ結コトニ 朝廷チヤウテイを尊ウツクぶハ 皇統クワウトウの

正シヤクしきと明メイめしきとニ典禮テイレイ乃ナラハ開カキくとも補ホ

緝シツシテ送ソウ拜ハイの儀ギと始ハジめ奉ホウ師シ小コ於オテ新シン年ネンを

賀カせしむる也ニ 天朝テンテウハ正シヤク此コノ儀ギ終ハシり

て後ノチニあはれまは親シン姻イン乃ナラハ方カタテ賀カ儀ギ行コト

ハ書シ人ニ 幕府バクフよりハ官家クワンカ人ニを使シて 天朝テンテウハ正シヤクの

人ニ並ナラびて終ハシり奉ホウ師シ乃ナラハ親シン姻インの儀ギハ 三サン藩ハンの儀ギハ

上ウエ等トウハ正シヤク日ニチの奉ホウ後ゴを奉ホウ事ジもあはれまは 我ワガ常ジョウ陸リク乃ナラハ

定テイありて 天朝テンテウハ正シヤク日ニチの儀ギ行コトまは 親シン姻インの儀ギハ

乃ナラ儀ギあはれ必カナラ即ソク日ニチニ 天使テンシの儀ギ終ハシり

て報ホウ謝シャせしむる此コノ類ルイ終ハシり かくの如コトニ

幕府バクフも又マタ 我ワガ常ジョウ陸リク乃ナラハ君キミ臣シヤク此コノ礼レイ義ギ心シン

一イツニ天下テンカと共トモニ 天朝テンテウと奉ホウ事ジ乃ナラハ

知チり乃ナラハ 天位テンイ乃ナラハ尊ウツク敬ケイめしむる也ニ

同ドウ一イツニ初ハジり今日コンニチ此コノ儀ギ終ハシり一イツ毫カウも

ハ正シヤク日ニチの儀ギ行コトまは 世界セカイ前ゼン國クニ乃ナラハ其ソノ儀ギハ

まハ臣シヤク民ミン乃ナラハ人ニもの由ユ義ギを以モトて奉ホウ事ジ乃ナラハ

知チり乃ナラハ 忘ワスレるべし士シ女メ乃ナラハ各オノ其ソノ儀ギハ

敬礼とあり、ケイレイ 殊に年此神小新正を賀し又
 ハ神社を詣りたる人小をかめりしと
 日嗣の君ハ天と天子萬民を照臨せり
 幕府ハ天朝と輔翼し天功を亮て民と
 鎮撫しめし邦君ハ天朝の藩屏として
 幕府の号令を主民小布施しめし士女ハ
 其君の股肱として治民に依りしめし職
 分るるものとし思ひ人小も語りしめし
 してたき國小生きて君臣の義と失はらるる

と悦び庶民は是より倣ひて神社小詣りて村長
 里正の許より世に相祝し相共庶とあり家小
 伸りてハ父母妻子と共小新年此款とあり
 ても國小生れしめしと款ハ四海萬國
 小もたむる目出度なりありと

二月四日

昔ハ祈禱とて神祇官少く行たる令義解りも
 欲令歳灾不作時令順序ホノスシシトサイサイ 本書小度の字小
 早蝗螟なるの灾ありカンクウメイ 春候和風少く百穀成熟

せんりとしりし子多きまは 皇大神宮以下國の
 神社三千一百二十座の神と宗とせあはば是れ平的
 小絶倭文本錦指槍う鉄魚海産物の幣と進の中
 后祝詞と宣年とく忌初幣帛と諸神よ領つは中
 よ三四四の官幣と崇ふ尔莫て進む 皇大神
 宮此幣帛ハ別業よ進く使を差して進めく又
 國よ於ても各を國司此多の神二千三百九十九座
 あり也此系乃祝詞ハ天社國社よ白して流年神よ
 奥津流年此稲乃り 豊熟せんりとしり次は宮中

神とて流巫乃多の神小 皇孫と守護もん事
 とりり座摩此神よハ流舎とちんりとしり法
 門乃神よハ四方乃流門を守らんりとしり生島の
 神よハ皇神能敷坐嶋八十嶋者谷蟆能狭度極
 鹽沫能留限狭國者廣久 峻國者平久島能八十島
 隆事無たくとて諸國法島の治もせんりとしり
 皇化と四方よ弘め終る乃之をりして辭別く伊勢
 皇大神申祝詞よハ 皇神能見霽志坐四方國
 者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白雲能隆

聖向伏限青海原者棹枚不干舟艦能至留極大海
 尔舟滿都々氣氏自陸往道者荷緒縛堅磐根木
 根履佐久弥氏馬凡至留限長道無間久立都々氣
 氏狭國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打掛氏
 引寄如事 皇大神能寄奉波荷前者 皇太
 神能太前尔如横山打積置氏殘波平閔者又
 皇御孫命御世乎手長御世登堅磐仁常磐仁齋比
 奉茂御世尔幸閑奉故皇吾睦神漏伎神漏弥命登
 宇事物頭根衝拔氏 皇御孫命能宇豆乃幣帛

乎称辞竟奉登宣とありて 日神乃照然ま
 ます限りハ華夏寶籙となく 皇化小向
 めん事を肯くそ祈りあひ次よ沙代の長久あへん
 と祈り終ふあ次よ八沙縣の神よ蔬菜北葛滋やん
 めを祈り次尔山口乃神小村本北暢茂を祈り又
 水分の神よ稲苗乃香宴を祈りあひ延在式よ載る
 所乃祝詞の大意わくのごとく祈年少くあきハ先
 天下此法神よ豊年を祈り次よ宮中神と申ハ
 天祖葦原中國を 皇孫よ授けたるあひ時

高皇產靈尊より天兒屋命太玉命よ救して吾ハ
 天津神籬天津磐境を立く吾孫の爲小齋をん汝
 ハ天津神籬を建て葦原中國小治て吾孫乃爲よ
 齋をれとて降あひと 神武天皇天下を定
 治ひ時あそ 皇天二祖乃詔して
神代紀より高皇產靈尊の
 載れども古語拾遺 神武天皇の系より
 皇天二祖とあるハ神武天
 皇原命より命より也 天照大神と高皇產靈尊の二神あり
 神籬を立く事らる 皇孫を守護し守り且る
 宮殿門戸よりして諸國治爲よその神靈を奉り
 治たり事らる 皇太神を奉り治り祝詞を皇

化と申表よ誦めしんことを首より少縣以下神
 とバ最後小治事よりハ 帝王乃大統とて午の
 弟氏を先とて大宮乃奉養とて治り
 義ありて此日并よお後の齋日よと傳尼乃系
 肉を傳せり
 民ハ食を以て天を以 日神天下を照臨
 まし其神よりして蒼生乃食て生べし
 之のを極とせぬハ齋祭乃極行くと今よ至
 まく天下人民飢と免るるを治り是よ

よるく 天朝六年 東作の三

日神を始とて天下に法外とてて孝殺を

祈り幣帛を國々の神社に領らるる古事即

萬民はあま食物を祈り給ふ義也今ハ幣と諸

國小領つるハ止みたまふも 朝廷の禮に

かたりめりあま其日小あて古民たりん者はる

事とも知を定くさるんハ仰きあさるるまはる

ずやされば諸國の名神大社の神官をじハ古

ハ已くが事元なる社以てと素師より官幣

と班たす日也とてつるを知り小社の神官とも

天朝少く年殺を祈り給ふ日なりとてあま民

之孝殺を祈んと思はば日なりハ神社に諸く

神を勇らる 日神の神意も叶ふべき

事あり此日少く豊年と祈んると心とる此

ハ心借るるありて一されとも其財ありて孝

殺を祈るハ人情の自然なる也ハ國にたてぬぐの

志やありてま中少く天堂念佛をといふるも

けりも也佛と云事ハ 日神の好を給る

幸ふまは伊勢に忌部も併とハシムル

中子と稱と 忌部ハハハと中子と云経を撰紙と云塔を阿良と云と云寺と云普と云信と云長と云尼を女髪長と云

齋を片膳と云皆 神の禊と云 又今日の春

穀を祈みんとて前日より信尼の年月と云

禁せしむるまは年穀を祈んとて仏と念と云

とも 日神乃悦むを祈りてとも是を念と云

寂滅乃道ありまは百穀養生の時小苗りて寂滅の

法を備せんゆりて時令小苗育て百穀乃發

生ふ益ありまは事ありてともは神國よ生

たしんものハ年穀を祈んと無りて 天朝乃祭

典を知りて今日ありて穀を祈りてとも日と云ゆと云也

此日此祭ハ祈年ありて祝詞も年穀を祈りて

ともと云はるハ勿論ありては小御巫の祭神と

皇孫と云護りまんとて祈りてハ 日嗣の君

ハ萬民乃天御と云まるとて一日と云ありて

てとも萬民の生を安んずるのありては天地五闢

せり 皇統正しきハ 神あめの萬國

まはくともありて 天祖乃勅れりて

今も其神を祀るありて一は座摩沙門乃
 神小祈事也 皇居ハ美民瞻仰する所
 是ハ莊重として勅指ありて 神武天皇
 乃以之於畝傍之檀原也 太立宮柱於底磐
 之根峻峙搏風於高天原而始馭天下之天皇
 皇居と經營して美民此瞻仰して
 一は標準とありありて如新きく也 然ハ
 皇居の安全ありん事を祈りて 美民乃
 瞻仰する所 勅指の意ありて 天下を安くと

さめ給んとの義ありて一は生嶋乃巫の
 祈る所と諸國法高と覆育一給ん也
 至る乃天職あるが故なり 一は神の
 皇天神よ告ぐ 皇統正し
 皇居安全として諸國法高と治めありて
 其原也 日神の遺體として 日神の遺
 緒を継ぎて天業を遂げ 別より祈りて
 日神の照臨ありて 四方に國々
 人鳥并稱の至ん給ん 諸國ハ廣く峻國ハ平

けくを國々八千餘を御と引家あるがめくち
 らん事を祈り終りかゝるゝと遠國をも解
 西よりの御つぐ書く 皇化は向うかへ
 との深仁厚澤令く 日神の立命を照臨し
 めり長命のむ見よよりて 日神の御より
 素盞鳴るる千種神をとし新羅まで往來し終り
 崇神天皇の御時よ任那由化せりより海外の
 國を版図し 景行天皇の御時よ筑
 紫の熊襲と親征しめひ又日本武尊とて

熊襲蝦夷とよけしむと後 神功皇后ニ
 韓を征伐ありて三韓を肉屬しとより其
 地は府と主宰と遣しと法接せしむ 任那の宰
 の長孫奉約のしと三韓の地ありてかの地を法接せしむと後
 小世意へて任那の宰を廢しと大宰府を立て法西の國とを統
 治しめし種々の政ありて筑紫の推尊とを
 今ハも海軍のとを立しとありしとありし
 天智の御時よ南嶺を征伐し終り南嶺渤海
 ありの國も朝貢し先即吉國とも綱糸をそ
 引家らむしと実事ありしと後 聖武
 孝謙の御時よ海よ天皇の法と信し終りて

新編和言

十六

神聖之道ハ衰オロリテ玄昉道鏡デシボウドウキヤウなるもの乱ありて
 朝廷乱カウブクきソシテ終ホシすマシテ延暦寺圓城エンリョウジエンと
 興福寺等クフツキョ此ソウ偽徒ソウ濫行ランギヤウを肆ホシありヤテ細ヤとスされバ
 皇居クハツキョを犯ヲカせトと歳ミタリ度ニと教シを知スくト純友スミトモ
 将門忠常マサカネタツネ頼時ヨリトキ多ヨリと始ハジりテ叛乱ハンランの徒トモ四シ集カフて
 法園治ホウエンチとレ後レ通チ一ニて保元平治ホウゲンヘイジ不フ至シテ天下
 大小乱オホコチラン色シ二百餘年ニヒヤクニジュウネンなる戦争セウソウ止マむトとスけテ
 外國クハノクニの朝貢チヤウクワンと絶果タエハテしテりタれドも
 神ホツあホコハ細ホコ千チ足タル國ニとシテ 神代カムヤマトよりシテ武

とタツびフ風俗フウソクをレバ 龜山カメヤマ 後宇多ゴウツタの
 比蒙ヒモウ右ミダヒ乃ニ使シせレ祀ヒたりシ一ニ小鎌倉コシヅカウラ此コ執權シツケン北条
 時宗トキムネ主使ヌシノシをレ創ハジめテ西戎セイジウを征伐セイバツせシテシ法園ホウエンと
 神カウ令レイとレ蒙古モウコ襲オソヒ来キ一ニ時トキとシ遂ツビ不フ風浪フウナミのレ為ニ小
 瀧ヒヤウ没ボツす 後陽成ゴウヤウセイ天皇テウの法時ホウジとシ關白クワンハク秀
 吉ヨシ云ク朝鮮チヤウセンを伐キて威イを海外カウガイに振フルふト西セイ洋ヤウ
 南ナン蠻マン此コ國ニ邪シヤ教キヤウとシ控サシへシ海外カウガイ乃ニ法園ホウエンを傾カチけ
 神州シチウまでもシ其法シキホフをレ弘ホウめテ海外カウガイにシ送オウ致チす
 東照宮トウテウミヤ跡アトに嚴禁ゲンキンとシ設セツめテ 明正メイテイ天皇テウの如ニ

時高承乃邪統叛乱せしをも悉く一城に中
 少く謀賊あり見少りて邪統乃根と鋤禱
 を来萌し絶し事と細く此勝光を遣は海外
 の諸蠻も舌と振く日本人三眼ありて恐
 懼せり今西洋の點虜益漲火小なるも諸
 國と吞併し神妙に海上も属せ没を
 幕府に有目 東照宮の遠戒小垣の防海乃
 令を為せざるか乃れ今日れ急務天下
 の大事を急ば兵書も守者不足攻者有餘

ともるり如く我國と事しんとあはるる事國より至
 外國とも廣平少く引去んとす事即ち
 邪謀乃心を攻るの道少く上兵伐謀と事
 教もるるべきなり然バ日出處より
 日神の修光外國より及ひ仁徳よ沐浴せしめん
 事と 皇大神よ祈め小言ふおあはるる事や
 上丁日釋奠 日食國忌祈年祭事と事
 大學寮少く約する孔子を委らるる也明日朝餉乃
 およ釋奠の祚をまわると

皇極經世一

廿七

孔子ハ人道を明シ、名教を立テ天下後世の模範ト爲シ、天子レ尊シトシテも、歴世ト爲ル一の道トハ人道を以テ地ノ間ヨリ人ト爲レタルもの、自然ノ人道ありテ父子小を親あり、君臣ハ義あり、夫婦小を別あり、長幼ハ序あり、朋友小を信あり、是を五典トモ云々ト云テ人倫ノ大道を以テ何レノ國レ少モ人倫の爲ル所トシテ、又五典ノ大意も自然ノ理を以テ、中少トシテ、神あり

太陽ノ出ル所ハ日向ヒテ正氣の發ル地トシテ、生民ト陽レ明ク、正氣を以テ生レ以テ人倫ノ道も自然ノ理也、故ル人倫小品ありテ、其大なるものハ君臣父子を以テ忠と孝トハ百行ノ本ナリ、昔、天照大神天位を、皇孫ト傳ルル時、三種ノ神靈を授ケ、一、元日レ祭ルニシテ、日嗣ノ易ラセ給フ、二、元日レ祭ルニシテ、日嗣ノ易ラセ給フ、三、元日レ祭ルニシテ、日嗣ノ易ラセ給フ、是レ君臣ノ大義也、是レ君臣ノ大義也、是レ君臣ノ大義也、又三種神靈ハ神靈トシテ、實

鏡と結せあひて我と見るが如くすべしと宣り
 天孫と 天祖の遺體アツミオヤ イテイ小まりて 天祖を
 祭り給ふに神徳を映しけり神形を即
 天祖の遺體の鏡面キヤウシ小影を給ふまは 日神
 の御形ミカタチの今也 九重コノヘより下りて常小
 天祖小事ツカすつとをあらたきれば 天孫御
 世より 天祖の孝と忠と給ひて千載世
 といふも易らせぬほど父子は親厚シニクとあはれ
 より盛サカシありたるかゝの如くして他の事けり

初より忠孝の友は三種神皇の中より海りて今
 一神皇と在り降り事ありて 神聖は友
 ありて此教天地と在りあつとありて上
 古の人氏ジエンボク淳樸スチホなれば教導と行きて自然シゼンに
 世を治りしれども人の事物の靈ありて日と
 文眼オモと趨くことと他の道なきは中世イコフ以降コノカタに至
 て古之友と絶ホドクえられ世を治りしありあつた
 日嗣ヒツギの君も中世より必文教と設けし時マダはあり
 て幸小 應神天皇オウジンは治世小竟キヤウシエン舜孔子の

道徳より澤と
 神州と同く東よ白
 たり地勢をれば人徳と亦お頼せり其教も忠孝
 仁義を旨とて人倫を明少す 天神の象
 を垂まひひ一彙訓の意も協へり亦まひ
 よりと 玉音ハ人よ取て善となさるるを
 樂みおひ孔子は愛とせし廣くせしれ
 孝徳 天智の沛代より 文武の報よ取て
 ハ徳よ文教と盛よ興よあひ國々小學校と設
 東都ハ大學寮を置て禮典の礼とせり

天神の教象とて此の初より傳りたるを文
 と以て潤色せしれ 文質令くして異
 邦よりも君子の國と稱せしれ也 孝を
 歴朝釋奠れ禮を修まて孔子と祭らるる事
 忘せし路も人倫を明しと忠孝仁義の色
 を修めし其教の由て起る所は本とてこれ
 ざらんとの義なるを知らざり

二十五日

此日ハ菅贈太政大臣道真公乃忌日也昔鎌足公

天智天皇を輔佐して大功を建らしむる皇子孫世
 朝政を執りて繁榮せしむるも藤原氏の權勢盛んして
 良房より起りて人臣の攝政とししと始りて子
 基經公より関白し云事起りて藤原氏世々攝國の
 任ありし主上の權を奪ひて成るるを仰ぎあふ
 のこりて天を志しめと甲斐もあつりて
 宇多天皇御見と懐くせむひ菅公と中位より奉
 て大臣とすし漸く藤原氏の權を抑へあひりし
 醍醐天皇は御時より起りて時平公の終云約して筑

宗よ賤寵せしめ終小宰府を薨しあは後小太
 政大臣と追賜せし火雷天神と崇めあはれ
 菅公は賢明の世の知事として思童光平を
 傳誦せしめしあは公 宇多帝は知
 遇をゆく歴世乃積弊を一洗し天下の政を
 脩明して再太平を致さんとせされとも弊
 政を革むる事と古より權臣の欲せき致所
 なれば檢邪の小人權臣と阿順し若よ流を
 流の浮言とひく終小見と傾き事表世

乃^{ナラ}習^{ナラ}ひたり是^{コト}ふよりて平生^{シラ}此^{コト}素志^{ソシ}冥^{メイ}なる
 且^{ナラ}く天下^{テンカ}乃^{ナラ}乱^{ラン}るよ萌^{モウ}と是^{コト}實^{ジツ}よ世^セ乃^{ナラ}治^チ乱^{ラン}
 民^{タタ}の体^{タテ}威^イ此^{コト}分^{ワケ}るる亦^{ナラ}を甚^シバて地^チ鬼^キ神^シもい
 てら感^{カン}劫^{キョク}せざんは後^{ノチ}屬^{リキ}實^{ジツ}異^イありて震^シ死^シの
 人^{ヒト}の多^{オホ}かりしは若^{ニハ}公^{キミ}自^ミ縛^{バク}て雷^{ライ}ありしと云^{イハ}ハ
 主^ミと感^{カン}悟^ゴすしして追^{ツイ}賜^{ミツク}の命^{メイ}ハありしなり
 嘗^{ナラ}云^{イハ}ハ大^{ダイ}織^シ冠^{クワン}以^テ後^{ノチ}世^セハ雙^{スウ}あさ名^ナ知^チせては
 且^{ナラ}せバ後^{ノチ}乃^{ナラ}世^セも其^{ソノ}埒^{ギヤク}業^{ギヤク}と追^{ツイ}念^{ネン}し神^{カミ}小^{コト}
 今日^{ケフ}を羨^{ソノゾム}云^{イハ}ハ此^{コト}夢^{カウ}し終^{ハシ}ひし日^ヒあり人^{ヒト}々^ト羨^{ソノゾム}云^{イハ}

英^{エイ}烈^{リョウ}乃^{ナラ}志^シも感^{カン}激^{ゲキ}して頑^{ガン}史^シと靡^レ不^フ懦^ダ史^シ
 と志^シを立^タへ事^{コト}を思^{オモ}へば也^{ナリ}

三月晦

此^{コノ}日^ヒハ鎮^{チン}花^カ祭^{サイ}とて大^{ダイ}神^{カミ}狹^サ井^イの神^{カミ}を祭^{サイ}する事^{コト}也^{ナリ}
 の祭^{サイ}乃^{ナラ}比^ヒと疫^{ヤク}神^{カミ}分^{ブン}散^{サン}して人^{ヒト}を亦^{ナラ}やまらん所^{トコロ}也^{ナリ}
 此^{コノ}意^イを信^{シン}めん為^{ナリ}よは祭^{サイ}あり神^{カミ}祇^ギ宿^{シュク}少^{シウ}く約^{ヤク}する
 大^{ダイ}神^{カミ}ハ三^{サン}輪^{リン}乃^{ナラ}神^{カミ}也^{ナリ}大^{ダイ}物^{モノ}主^{ヌシ}の神^{カミ}を祭^{サイ}する事^{コト}也^{ナリ}
 井^イと大^{ダイ}神^{カミ}の兼^{ケン}御^ミ靈^{レイ}たり大^{ダイ}物^{モノ}主^{ヌシ}此^{コノ}神^{カミ}と大^{ダイ}
 己^ミ貴^キ命^{メイ}乃^{ナラ}神^{カミ}也^{ナリ}國^{クニ}と平^{ヘイ}けし大^{ダイ}功^{コウ}ありて

且醫藥禁厭の法と始て人民の災と除く
神多きハ疫神を治めん為とありて也

四月甲日

は日ハ大忌祭とて廣瀬の神とあり風神祭とて
田乃神を祭る大忌祭ハ山谷の水其と成
此祭を浸淫せん事を祈り風神祭と風乃災あり
て稲穂の登らんことを祈りて也

十四日

此日々神衣をて伊勢の 太神宮に奉也神服の

潔齋して冬河の赤引乃神調れ糸を以て神衣を織る
又麻績連といひ民人麻をうみと衣和衣を織る
神明小奉るを也

萬民衣ありてハ膚を覆ひ衣をよ場へうとて
天地乃初より 日神只小繭を合せあひあま
より蠶を養ふの道あり忌服殿よりして天織
女小神衣を織るの始也是を養ひ給ふ初
をうとてされハ衣を織るハ神世乃昔より初り
今よあるまで萬民衣冬衣のありて也

おなて身と終る其原三十モト 日神ヒノカミの賜タマヒの也

さて布帛フハクは日神ヒノカミの初め給ひハジメたれど

日神ヒノカミ天石アマノイハ窟ヤ入給ひイリタマヒ小諸神コモロノカミの祈りノリをされ

しおと太玉命フタマツノミコトして造部シヨブの神を率ヒキヒて和幣ニギハヒと

造らツクしむ此造部神コシヨブノカミハ長白羽神ナガシラハ工麻アサを種タネて

和幣ニギハヒととせ先ハ伊勢國麻績の祖トシテ子孫世々麻布は

天日アマノヒ鷲神ウシノカミよ本綿ホワタを造らツクせと常の世々で衣作の事と白羽と云ふ是ハ倭

津ツ昨クイ見神ミ小穀コカ本ホを種タネく白和幣シラニギハヒととせ是も本

天羽アマノハ植ウツ雄神ヲノカミよ文布フミを織オリせ倭文の祖ナリ天棚アマノタナ棧ハタ始ハジ

神ミ小神コミ衣ヱと織オリらせ是即和衣ナリかぐの

ぬく諸神モロノカミ布帛フハクと依りヨリて祈ノリやと車ウマと衣

依ヨリ乃ノ家イヘ世ヨ小産コウツクあとんと 日神ヒノカミの造志ツクシ

あまははは種タネの物モノととく 日神ヒノカミ乃ノ沙心サココロとと慰なぐさ

めやされるあらべるされば此諸神コモロノカミの子孫コトノミと益トク

常トコとて 神武カムヤマト天皇ノミコト此造部コシヨブの神ノカミを率ヒキヒて

職シヨクと守りモリし太玉命フタマツノミコト乃ノ孫ムコ天富命アマトミノミコト齋部イムの造

氏ウヂを率ヒキヒて神寶カムホウを造りツクし時トキも天日アマノヒ鷲神ウシノカミ乃

孫ムコよ本綿ホワタ麻織アサ布フととせしむ天日アマノヒ命ノミコト又日鷲神ウシノカミ

神代卷

二二五

の強を平く穀麻と阿波國より種む其子孫
 の國小立て後世より多るまで大業の年よりハ
 本麻麻帛と貢む天富命又阿波此齊部を分
 ちく麻穀を東去小種む總今のと徳結城安
 房此所よりして法國より新ハシ也よりある
 切業を一朝一夕少く成均ナシきよありんか
 のしく法神の子孫世々其業を文徳ツギく布
 帛ハクと化る事と廣めりるハ四海の民今より多る
 まぐ暖アタ不キ衣キ隆冬祈寒小堪シるよりありし

なりされば日嗣乃君弟民を治め給ひて
 日神ヒノカミ不ナクヒ報ムシ中ナカさレんハるハ今日神衣と
 皇太神言よまオホニタカラる也と下れ公民たるん
 らの暖アタ不キ衣キ隆冬リウトウの寒サムイも堪メるハる
 日神よりして世にれ 聖王乃深恩シンオンと知
 るごとく此日とも宜イハしくスるハ口惜コトき事
 むとてこれ聖恩セイオンを忘ワスるハばレんハとて夫の
 日少と新衣シンイなりとも又洗濯センタクの衣イありとも潔イサキ
 き衣イを故コして其不乃神社シニセキより訪シく親戚セキ隣リン

里の石少て谷を穿れ凍と免る事と悦
てあそ其本と志まざるのさふと叶ふらん

十七日

此日々 東照宮乃御忌日なり保元以来天下乱
て源頼朝古地甲兵の権と当り北條義時陪后と
一々 朝廷を輕侮しけさば 後鳥羽帝震
怒まりして義時を追討せらるるも師敗きて
隠岐國へ遷幸し其後北條益跋扈しと皇
統の重きととおのりもふ計ひく 後醍醐

高氏と高
氏との
高附の古文
をよぼす

帝深く憤りせあひて高時を誅戮あり此に北條
名和勢田是利等の法将大切と立けまとも程あり
高氏謀反して天下再び乱き楠名和等の切腹
死しと新田乃人々と義貞と始りて是く死亡
せしと新田乃流ふと 徳川の君冬河一潜居
して基業を始めたりし 東照宮ふりて天下に
乱と平け 帝室と輔翼して太平に業と成
民を仁壽乃域小跡せ給ふ征夷大將軍小任せられ
從一位太政大臣とあり元和二年四月十七日薨

草履口

三六

孫少後河國久能山小并り後下野乃日光山
 神キヨク正キヨク位キヨクと賜オクらまは正保存中官號を
 勅許あり積徳セキトク累仁ルイジン功徳カクトクの大きなる事天下此人遍
 く知シるをれハ詳シ小迷シりよ及ビむん

東照宮福礼を平定しあひ天下の民陸海を
 被りて今ふする其慶喜の大きなる事華小も
 泪少と迷ゆべしよあは昔保元平治より二
 乃う四海鼎沸して源平此乱あり北條是
 利の叛逆ありそるよ小あハ港長志とゆく

上下相疑ひ一日と安き心なく功位を救
 親族郎従小至まで救十百人一時血とる
 之のいづれともし救と初と大外と之位との
 君を弑し子其父を弑し兄弟叔姪互小賊
 殺す人偏乃道地と落く其暴悪會救より
 甚此時小南て天下此蒼生朝ハ地此の位
 但小依く如保とも兵糧器械とも持運び
 矢石の弓よ駆役せしれ年貢力役を懸けし
 ども田畠を耕さし暇とあく夕よハ盜賊よ

家財を奪れ妻子を殺す室を燬し海を敵し
 ハ極國を踏ま青島を刈き放火せらるるあり
 一村一郷盡く屠らねるあり飢て食なく凍
 て夜あくるも救をれを無寡孤獨を憐むるも
 なく争訟をも聴断せむ弱る肉を食する食
 たり一日片時も生を安せざる治る百姓
 小及び織田氏豊臣氏天下を取ら才智の才
 天下を治る徳あり
 東照宮天生の智勇を
 以て天下の亂と平し忠孝仁義を以て太平の

基と爲る紀綱を濫て海内を法控し法度
 を正しく暴亂を過り西洋の異教を禁
 して邪徒の姦計を絶ち又異國の治亂
 と考へ防禦を備え設けしもの明訓を意也
 治る天下は民多く干戈の苦を免る風塵
 乃藝分三年二百餘年及び回島を耕し
 産業を治め父母妻子を善く冠盜の患を免る
 其天年を終るものや此恩澤を忘る
 治るるも勿論なれども治るは日よの親戚

近鄰ありて
 東照宮の切替と思ひ
 矢石の間ゆゑ盛夏極暑少と軍陣に臨て
 炎日曝され隆冬初寒少の風雪を冒して
 艱苦一ありりるがど物居ども一昔日あり
 と忘るるごとく我身と安佚と耽らざらんを
 る艱苦とも思て今日此業を志しざらんを
 多し勅添し又 東照宮の徳澤よりて
 犬羊此邪説少の迷いど人倫の交をわゆる
 りとも思ひ第一外寇をあらん時を命

と抛く防禦に令は垣らん事即王于興師備
 我戈矛與子同仇とらんがめく國家小忠を
 考らんまを志すべし也

五月二十日

六月日ハ楠殿左中將正成戦死せり是此條義時
 後鳥羽帝と後醍醐帝へ遷り其子孫世々
 天下を掌握し弄び 朝廷を蔑みせしむる
 後醍醐帝追討ありりども 官軍敗れ
 帝隠岐へ遷幸せり此時より南へ法國の官軍

蜂起せし中少也楠公ハ赤坂千飯破乃跡跡と保ち
 小勢と以て大敵と防ぎ賊徒兵を頓一日と曠くせ
 其隙小 帝恙あり還幸ありあひ友軍六波
 羅と破り東師を收復と是皆楠公乃大功也高時
 遂小天謀よ伏して天下てび治りしるる是利
 高氏謀叛して京師を犯して天下大亂るは時
 楠公もこの新田等の法將と共小是を討破り高氏を
 西國もぐ追退けしるるも高氏再び攻上るるまで
 楠公諫約もび遂小梅津國淡川少て戦死せしる

主上甚悼惜ありしは後追贈ありし三位左中将
 少るる公乃忠義智謀世人乃備く知らるるは
 之記さば

中右少木名臣と称さるる者大織冠藤公賜
 太政大臣菅公也孝子ハ小松内大臣重盛公也
 忠臣ハ楠公左中将なり古今此孝子徳下の
 色表よ愛敬を考るる事よ哀と致し奈小家
 を致し父乃志と徳事と述べ亦ハ大慶よ遇
 て不共哉天の大讐と報るの類人口小繪炎

ちるもの多しといふも小松殿の如きは父入
 道の暴横少く悖逆は事にも及ばりしを
 百方幾諫して不教に陥らしめども至那の癡
 小處して忠孝を令くせしめたる古虞舜の
 事と稱しと惡く又不格女姪といふも願ふべ
 まし古今忠烈の士大切と建て社稷を衛り
 或は節は伏し義小死しと青史に光輝を
 垂まらざるも多しといふも忠勇智謀兼備
 ありて天下後世の模範とすべきは楠公より

之のありて元弘建長の時より忠臣義
 士は後輩出たりと申すも 天胤より出て大
 難を防ぎ四方を忠義の士を鼓舞せし兵部
 卿乃宮 親王 茂良 征東大將軍乃宮 親王 宗良 征西大將
 軍乃宮 親王 懷良 たり義は死しと風骨凛然たる
 ハ皇太子 親王 良 及ハ東國管領の官 親王 尊良 征夷
 大將軍乃宮 親王 成良 あり時勢小助しと幾世
 と忠義一凍解しと忠誠を忠義の良臣ハ萬里
 小松藤房卿也艱難の中より立て大義を成し

一義士の氣を作興せしむ北島の親房卿あり
 先那の間小周旋し乘輿を善くしを孝介
 素せしむ千種乃忠顯卿あり事れ初より密
 諫小形り法蘭の義士と慕し右中辨俊基
 朝長中納言資朝卿具仍卿号れんをたり
 身とひく 玉體より代り乘輿と先難より脱
 させきりしむ花山院の文貞公 師賢をり兵昌
 おきておびりし矢石を祀し辛労働苦せしむ
 鎮守府大將軍顯家卿を始りて四條乃賜

左大臣隆資公左大臣實世公等あり武家の
 人々少く義兵を擧て糧倉と一掃し北條を
 殄滅し高氏を志むり寤感せしめし元
 勲と新田左中將義貞朝臣をり乘輿還幸
 と守護しをり孤軍を以て大敵を退けしハ
 名和又太郎長年也鎮西乃朝敵と志むり苦
 戦して賊流都へ攻より幸を均ししめハ
 菊池乃一族其功大ありし陸奥に官軍より
 白河結城等也南海に友軍よりハ去居得終也

智勇謀畧ありて人品雅正ありハ兒島備後
 三郎高德たり其他新田の一族義顯義助
 義興義宗義治及び堀口金谷江田大館大井
 田里見等を始々々々法國より去岐多治見
 足助錦織等名三條等の義士能多ありと
 して楠公れを傑出して忠勇智謀他より比
 倫と云ふものあり其切實著し辛苦著し
 て忠貞の節とあり諫めざるふ及て忠
 死と快く是より天下の大勢一變して官

軍日く小沮喪し中興の業を遂げ給ふりしか
 實小千載の遺恨ありとして楠氏の子孫宗
 族正行正家正朝正高等を始々々々お踵く
 義の死命を塵芥とすもの軽くして忠烈の
 氣天地小寒る我常陸の 贈大納言殿湊
 川小碑を建て嗚呼忠臣楠子墓と題し解法
 よと明の義士朱舜水の撰める楠公れ贊を
 刻せしめしれも千古忠臣の第一等ありて
 人倫の模範とあり天下後世もとも義士の

氣を勵むるに在りては貴賤をわきまなく日小遇
ては皆小同志を友とすおと相共の義を勵
むるは時所位に依りて國家の忠を盡さん事
と漢海思ふべく風教の美つて助成なるに在り也

六月十一日

此日八月次祭あり神祇官あて約する令義解小ぬ
庶人宅神祭とあり儀節祝詞多し故て祈奉祭と同
庶人乃宅神祭と各其一家の安穩を祈るんを
小祭とありを述る 至る四海を以て家と

なりあるに其義と宅神祭と同けきても天
下は神社あて祈する幣帛を頒たすをいふ
生島の神の祝詞を 皇太神の祝詞
と海外の諸國法島あて 陸國ハ唐々岐國ハ
平けくあり生島乃祝詞少く島此八千島
陸國事ありんを祈り 皇太神の
祝詞少く遠國を八千個お掛く引あらり
ぬるありんを祈り 日神乃照
陸國事ありんを 日嗣此君一家の

育^{イク}一^ニあひ四海の民ハ子弟^{トウゴク}僮僕^{ドウボク}の其家^{シカ}を
 仰^{オホ}ぐらぬく仕^シえまらざる理^{コト}ありて 日神^{ニチノカミ}乃
 照^テ候^{ケル}一^ニ路^{ミチ}之^ノ限^{カゼ}と 日嗣^{ニチノミコ}の君^{ミコ}は帝^{ミカド}宅^{タク}ありて
 あまハを國^{クニ}を網^{ツツ}を掛^ケて一^ニ路^{ミチ}ありておやぐ
 皇^{クニ}化^カ小^コ向^{ムカ}て一^ニ事^{コト} 至尊^{クニノミコ}は宅^{タク}神^{ジン}を
 奉^{ホウ}りあふ義^ギありて一^ニ路^{ミチ}を天下^{テンカ}の民^{タチ}既^ス
 皇^{クニ}上^ノは宅^{タク}中^ノに生^ナれぬまは遠^{トウ}を變^ハ夷^イは國^{クニ}
 ままの網^{ツツ}を掛^ケて率^{ヒキ}ひ送^シて一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて
 と同^{ドウ}くして國^{クニ}を報^{ホウ}す一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて一^ニ事^{コト}

至尊^{クニノミコ}と諸國^{シヨクニ}法^{ホウ}を為^スす宅^{タク}と一^ニ路^{ミチ}を諸侯^{シヨウク}ハ其國^{クニ}
 を宅^{タク}と一^ニ路^{ミチ}を士庶^{シシヤ}人と其家^{シカ}を宅^{タク}と一^ニ路^{ミチ}を各^{オノ}其^ノ己^ノが宅^{タク}
 の安^{ヤス}し事^{コト}を祈^{イラ}んとあはせ此^{コノ}日^ヒを以^モて奉^{ホウ}り
 づまふや昔^{ムカシ}より祭^{マツル}宅^{タク}神^{ジン}一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて一^ニ事^{コト}
 何^{ナニ}も此^{コノ}日^ヒを奉^{ホウ}りて 至尊^{クニノミコ}は四海^{シヤウカイ}を宅^{タク}
 と一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りてあふ日^ヒを奉^{ホウ}りて四海^{シヤウカイ}乃^ハ民^{タチ}一人^{ヒト}として
 其^シ仁^ニ德^{トク}の修^{シユ}澤^{タク}を被^カらざる者^{モノ}たあ一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて
 の吉日^{キヨジツ}を擇^セて奉^{ホウ}りて一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて一^ニ事^{コト}
 日^ヒを奉^{ホウ}りて一^ニ路^{ミチ}を奉^{ホウ}りて 至尊^{クニノミコ}は四海^{シヤウカイ}を安^{ヤス}すを祈^{イラ}り

孫小日小南りく甲斐といふも天下を昔より祈
 らんよ、神明も孫守護しあふべし也
 今日神今食あり神嘉殿少く約する又神祇官小
 て約する事も河也伊勢 皇太神を近へらして
 天子神自神饌を供せしと孫小大の大会會の
 神饌此儀と同此儀々十二月と二夜ある也月次
 神今食の以余ハ約日より忌火神飯を供と神事
 と約日より始めしるふよりて火を忌む心也とより
 醴酒をも供と偽危と喪服あるもの素肉を停

止と此系終く十二日小の解齋の神粥と供する也

皇太神四海に照臨ましくとより 日嗣の君

替せぬと千葉世天下を覆育し孫ひ前民
 夜食と均て其生を安しすより前乃條より
 舉しがめくおれバ今小多しとて 至尊を
 位を授て 神明も事へまつこと忌むせ孫
 小と孫小今日之四海を宅して祭せぬ日
 赤色バ 皇太神を神殿小迎なりと
 神自神饌を供せし事孝子此宅中小

ありて親^{オマ}の奉^{ツカフ}るが如く天下此人皆 神明
 乃^{マツク}其光^{クハ}を伴^{アツ}ぎ 天胤^{イシ}の覆^{フク}育^{イク}中^{ナカ}小^コ生^ナく其
 身^ミも安^ア穩^ンあり故^ユに今日各自^{各自}其宅^宅神^神を奉^奉祭^祭
 事^事をゆるりされば此日^{此日}中^中南^南て神^神を祭^祭ると
 なるべ 天朝^{天朝}ふと神^神今^今食^食は儀^儀ありと
 天祖^{天祖}小^小者^者を盡^盡させ給^給ふりて知^知て自^自くもその
 父^父祖^祖の孝^孝を尽^尽さん事^事を思^思ふべし也

晦^{ミヨモリ}

今日^{今日}大^大祓^祓あり百^百官^官盡^盡く朱雀^{朱雀}門^門小^小集^集く祓^祓をせらる也

六月^{六月}十二^{十二}月^月二^二夜^夜あり中^中臣^臣祝^祝詞^詞を宣^宣ふ大^大の詞^詞を中^中臣^臣
 祓^祓と稱^稱は其^其大^大意^意を親^親王^王諸^諸王^王を神^神とて朝^朝廷^廷に仕^仕
 なる法^法長^長百^百官^官の過^過り犯^犯せらる罪^罪を祓^祓ひ清^清めらる也
 天神^{天神}より 皇^皇孫^孫に授^授けり 國中^{國中}小^小生^生は天之^{天之}
 益^益人^人等^等り過^過り犯^犯らんを罪^罪を天津^{天津}祝^祝詞^詞乃^乃
 大^大祝^祝事^事を宣^宣ふ天津^{天津}神^神國^國津^津神^神聞^聞食^食とて
 皇^皇帝^帝孫^孫之^之命^命の朝^朝廷^廷を始^始て天下^{天下}四^四方^方此^此國^國も今日^{今日}
 より始^始て罪^罪といふ罪^罪をなすべしと祈^祈り給^給ふり
 又^又今日^{今日}家^家系^系を始^始て由^由於^於祈^祈りを祈^祈るなりと

人の過り犯せし罪を解除せしむるに神
 代より此風俗より素盞鳴尊此罪を法神
 解除せしむる事と見えしより此風俗より
 今よりまた今人の罪を解除せしむるなり
 七日ハア年此半の事は是より以前乃罪を
 解除して今日より更始と罪をせん事を
 神より自ら告げし又七日より十二月
 より一年此半なれば十二月より同く解除
 せしむる事と見えしより小民より是より一旦

乃過おと罪を犯せしむるありて神罰を
 蒙るる事を憐みおひく事を解除せしむ
 小民よりもの已く其教の中より是より
 事より知れし罪を畏れ過を改んといふ
 心と見えし切にあらざる事と見えし
 又按るる小人民を稱し天益人といふ事ハ伊
 弉册尊かんと見えしとせし時日ハ小千頭と
 教へんと見えしと伊弉諾尊我々日ハ小千五
 百頭と見えしと見えしと見えし人民乃

事を天益人とい稱せし也天地の間は陰を物
 を結陽の生をたつる自然の理を造る太初を
 以て陰神を肅殺を主り陽神を生養を
 主り終ふされども互依の道は陽を主ふこと
 あり故陽神の宮ひ一事を主りて人とい
 益人と稱する也陰陽は晝夜は如く天地は
 小陰氣勝時を天下乱て人民耗滅陽氣勝
 時を世治りて人民生息を其大教は晝を夜
 よりも長きを理あり

春秋分晝夜等分されども
 日出のお日への後もある太陽の光

陽りありて六より六りまで晝五十分刻
 夜五分刻なり是陽の長陰の短也 教子年乃間
 小治日ハ乱日より多く人民は萬息を古
 よりも長くなりしハ果ては益人の稱を以て
 是より之より東方ハ日出所なり陽氣は散
 する亦る是は生養を育りて益人と稱し西
 方ハ日没所なり陽氣は聚る所亦る是は寂滅
 を育りて往生を稱する也天地の生氣と
 文と萬息を育る人民は生あり父母小事を妻子
 を育ひ是の繋ぎて天益人の稱なり

と新より二種目出度ありけれ

今日まゝ鎮火祭ありて火祭を防ぎ道饗祭ありて鬼

魅と防く疫神の祭也何事も小祀也 此二祭拾芥抄より
吉日と擇ぶとあり

七月四日

此日大忌祭風神祭あり四月小同

八月上丁日

釋奠あり二月小同

九月十一日

今日例幣あり大神奉り祭物より今日もて偽

尼と喪服の人参内を傳止を例幣とい毎年伊勢

皇太神宮へ神幣を奉らせ給ふ也 毎年此事あり
加例幣とす也 昔は

太極殿より出神ありて行々行々が皇後より神祇宮

へ行幸ありて此より行々齋主中忌部卜部など

奉り神幣と交りて出の使の王御馬申より奉り奉るの

奉幣のこゝ

十四日

神衣祭四月小同

十七日 神祇令ふ神衣祭の日とあり

神嘗祭あり由紀乃沖酒沖贄懸税也

懸税とは此祭より新稲の穂をつゆきて竹

小著て穀多進とソヘリ

皇大神宮小著する外宮八十六日

奉る也由紀八齋乃穀なり沖酒沖贄此料を式

沖衣三足

外宮ハ二足

米三石三斗海米十石雜供料米廿又

石造ノ石神酒廿三岳

諸國以神税醸造而首也

小税二百三十束

以二把為束

外宮五百二十束

大税一百八十束

以五把為束外宮五百八十束

斤税一千二百廿二束

斤ハ片々外宮五百束なり

此外種々此物あり

外宮ハその數を減也

使忌初幣を捧

馬を進め次ニ使中臣次小使乃王入々内院の版位

あつき使乃中臣祝詞を申す神宮目也祝詞

皇宮解を月次祭と同

元日の條又二月新嘗祭あり其も粗述あり

天照皇大神嘉穀を重し給ひ始め葦原此井

國ノ保食の神ありと聞せあひて天照人々

を信く之を視せしめらるるに牛馬蠶粟稗

稲麦大豆等とどめくきりて其甚毒とせ

給ひては物ハ民乃食て治べきありとて粟

稗麦豆と陸田種子と稲を水田種子と

天邑君と定め稲を天授田長田と種て沖田と

天皇孫瓊杵尊天降りあは時よ
スメミマニニギノミコトアマツクサ
 及く天神高天原より神を奉り此齋庭の穂を授ら
オモシトマツカミタカマノハラ
 る是よりして嘉穀の種天下小墾行せしむば
タケコト
 四海此民年々小水田陸田より耕耨して父母妻
カヤシヨク
 子を喜ひ飢る事少く老を終るものとハ
ウツ
 可也
俗説に嘉穀の種ハ神と天竺より渡りしと云ふ事あり是俗説の妄説として古史より採て去らるる
事海より 日神の賜ものなれば今
小豆 日嗣乃君美民を覆育し
ヒコツギ 終ひく日神の徳澤に報いしむん為

小九月新穀の熟する時とハ光
シユク
 幣帛新福を供せしむ外宮に豊受神より
ハイハクシントツ
 穀を獲り終り神を奉り
マモ
 皇大神宮に於て
スナハチ
 供ふ也美民今日生を喜ぶとの即
セイ
 日神の極をせ終り嘉穀を食て生活する事
ウエ
 なるハ食する毎に神恩に報いしむん
コト
 思ひ終り新穀熟する時ハ其本を思ひ
コト
 皇天神に謝す
シヤ
 至尊
シイソウ
 ハ辱けしむ美民の如く思ふ心志と玉體よお
カラス
シシシ
コロサシ

たるをひく此月の十七日小諸王シヨワツを使ツカヒひて
 主との市を親王とヤニ世ヘイハク幣帛彩縞を 皇太
 子より又世々を法王とヤナリ 神宮カミヤの進スめをり 執奉ホウ追孝ツイコウ此誠マコトを以ツクてあひ
 且ハ萬民の爲タメニ 日神の大恩オホニキを謝シヤすまはせ
 給たまふ也 天下テンカに士民日ヒふ 日神の植ウヱこせ
 あり穀と食ケひ又已ナり身ミあはく 皇太
 神小謝コガハシすまはせ 萬乘マンシヤウの君ミコよ願ガハシ
 せ給たまはせとまはせし其奉オホモと念オモふ以ツクて此
 の口腹クチハラれと善ヨクて世ヨを寧ナくさるスんハ會キ歎ウの

欣タガびて心ココロをわづらへされば士民とあは月
 の十一日又ハ十七日小ハ新穀熟ニウコクジュクぬるを
 喜ヨロコび神社シヤの詣ヨミるを以ツクて 日神の御恩ミコニキ
 を謝シヤすまはせんと思オモふ也 此ハ神社ハ
 皆みなと代タテ小 日神乃天切タスと亮タスけをりてその
 所トコロ乃民物タタを法ホウ撫ブぬるを以ツクて此ハ乃神
 をおせん也即スナハチ 日神の恩オホニキを謝シヤすまはせ
 小計コケイよづも也されば月ツキの神社シヤの祭マツリ
 何れも各々オノオノ新穀ニウコクの熟ジュクを喜ヨロコびて

氏神をいさめあはする義ありんと思ひて是は
是のこゝちよ漏れしをいさめ即ちの迷月也

十月十六日

此日ハ大織冠鎌足公此薨^{カウ}臨^{リン}日也^{カウ}鎌足公^{カウ}
ハ天兒屋命此妻孫をり神代ノ古天思屋命
天祖^{アマツミオヤ}ノ事^{ツカ}奉^{ホウ}り天孫降臨^{アマミマカウリン}あり時^{イッ}五
部神^{トモノカノ}乃上首^{シエ}ありて奉侍^{ホウ}せしが是よりして世々神
事を掌^{ミカサド}り神武天皇の御時^{ミコト}も其孫天種
子命^{コノミコト}を織^{オリ}と終^{ハシ}る子孫中臣氏^{ナカノミ}との鎌足公初也

中臣鎌子と稱^{ナカノミ}後小鎌足と改^{カウ}り^{大鏡ハ常陸原島}

乃^ノ祀神春日社^ノも其一座ハ原島^ノ社とありあることありや古ハ蘇我物部^ノの蘇我相^ノ並

て改と執^トり小^ノ欽明天皇^ノ此御時佛法渡り

より蘇我稻目^ノ之子馬子^ノ皆佛法に歸り馬子^ノ

厩戸皇子^ノと謀^ノて物部守屋^ノを殺し遂^ノに崇峻^ノ

帝^ノを弒^ノ逆^ノに遭^ノりひは是よりして蘇我氏^ノの改^ノを

為^ノり^{スウキョク}皇極^ノの朝^ノより至^ノりハ蘇我此入鹿^ノ專^ノ

肆^ノりて朝廷^ノを危^ノかりし^バ天智天皇^ノ

いま^ノ皇子^ノありて渡^ノりて終^ノりしが海^ノを是^ノと愛^ノあり

皇代系言

四十五

録^{ハカリ}と謀^{イハ}を合^イせて入^{イル}鹿^カを誅^{チウ}戮^{リク}一 孝徳天皇

と云^ク紀綱^{キコウ}を振^{フル}ひ制度^{セイド}を脩^{ユサ}め中興^{チュウキウ}の業^{ギヤウ}を成^ス

孫^ソ子^シ強^{キヤウ}足^{ソク}公^{コウ}内^{ナイ}臣^シとて天業^{テンギヤウ}を輔^ホ佐^サ一 其^{ソノ}切^キつら

る^ルかりけき^バ中^{ナカ}臣^{トミ}を改^{アラタ}て后^{コノ}原^{ハラ}朝^{チウ}臣^シに姓^{セイ}を賜^{タマ}り

大^{ダイ}織^{シヨク}冠^{クワン}の位^イを授^{サツケ}く尊^{ソン}寵^{チヤウ}一 天智^{テンチ}天皇^{テウ}の

二^ニ年^{ネン}小^コ薨^{コウ}ぜ^ゼ一 天皇世をあらわしてより廿八年あり即位より二年あり子孫世

輔^ホ佐^サの臣^シとあり^テ一 聖^{セイ}業^{ギヤウ}を極^{キハ}む 天皇世をあらわしてより廿八年あり即位より二年あり

古^コハ人^{ジン}民^{ミン}淳^{ジュン}樸^{ハク}一 一^ニて治^チ政^{セイ}の法^{ホフ}備^ビくされ^ルも

自^ジ然^{ゼン}一 治^チ政^{セイ}の風^{フウ}業^{ギヤウ}日^{ニチ}く小^コ事^ジ多^タく^ニ治^チひて人

民^{ミン}の機^キ智^チを^シ一 詐^サの^ノも^ト多^クけき^バ人

倫^{リン}と^シあ^リて^テ是^{コト}を^シ一 制^{セイ}度^ドを^シ設^{セツ}て^テ去^キき^テ

治^チ政^{セイ}を^シ一 治^チ安^{アン}を^シ一 忠^{チュウ}孝^{コウ}の

教^{キョウ}を^シ一 天^{テン}祖^ソの^ノ時^{トキ}より^テ其^{ソノ}象^{シヤウ}備^ビり^テこれ^ヲ

應^{オウ}神^{ジン}天^{テン}皇^{コウ}の^ノ法^{ホフ}時^{トキ}孔子^{コウジ}の^ノ道^{ドウ}を^シ得^{トク}く^ル去^キき^テ

潤^{ジュン}色^{シキ}一 孝^{コウ}徳^{トク} 天^{テン}智^チの^ノ制^{セイ}度^ドを

去^キく^ル天^{テン}下^カを^シ治^チめ^ル孫^ソ子^シ録^{ロク}足^{ソク}公^{コウ}輔^ホ佐^サの^ノ臣^シと

大^{ダイ}切^キの^ノ是^{コト}開^{カイ}闢^{ヒツク}以^テ来^リ其^{ソノ}臣^シと^シて^テ功^{コウ}徳^{トク}の

大^{ダイ}切^キの^ノ是^{コト}治^チ政^{セイ}を^シ一 制^{セイ}度^ド文^{ブン}物^{ブツ}を^シ

治道の模範をあらわすべしとありて百世の下とし
ども思て忘るべしとあり

十一月上卯日

此日ハ相嘗祭あり神祇令よハ大倭位者大神定師
恩智意富葛木鴨紀伊國日前多也こり延奉式
小相嘗祭の神七十一座あり延奉此と絶くこり
たきり公事根源も久きり

中寅日

此日鎮魂祭あり離遊の運魂と振て身體此中

府よあつひ宇摩志麻治命のまはり起りて也

天鈿女の遺跡をりこり

中卯日辰日

此月此中卯日小相嘗祭とて今年此初福と神

小奉らせ給ふ中辰日小

至尊をきあへりて

下り給ふ見と豊明節會と中也奉りて祭らせ給ふ

を新嘗祭と中又 天皇御即位の年小祭を

給ふとハ大嘗祭と中また踐祚の大嘗祭と中又

あきハ赤代と一度乃大祀をり昔八年此祭とも

又沙即位の年此祭をも皆大嘗とも新嘗とも通じて
 て祓せし也季々の祭ハ中祀を以てて色踐祚の大嘗ハ
 大祀を以て其義殊小重し務め悠紀主基の國郡を
 卜定し八月より至く大被使と又歳七道小各一人
 として又別一人として天神地祇に幣帛を供せ
 らる 皇大神宮小を法王と使らる又後穂田と
 て國々より六段の百姓の作る稲を進むその代り
 小々正税を以て是より給ふ也悠紀主基の國より八稲
 貢卜部 祓宜卜部と名く 齊郡小至て大被使の田以

下と卜定して齋場を作り沙歳此神宮の八神を
 祭る 沙歳神 高沙魂神 夜高日神 大市食神 大宮 女神 新代主神 河須波神 波比伎神 たり 此外は稲宜齋
 屋と皆黒本草を以作り此本を以籬と以卜部 國郡
 月以下を率く田小臨く穂を扱取神と扱取此田米
 を供神の飯に擬し其餘は黒酒白酒とする也稲を
 ハ籠よ入く賢本と挿み本草と着け沙飯の稲を以
 して運送を系し齋場を設て黒本草を以院を
 作く沙稲を収む沙飯の稲を棚を造て別に置あり
 九月小々神服社神主と冬河國より至く神服と

減しむ十月より 天皇川より臨幸し給ひ沙

禊あり十一月終り晦そそ一月の散齋也此日より

卯此日より三日の致齋ありは月より畿内乃國々

佛齋を禁む佛ハ或狀の法にて寂滅の道なれば陽氣甚きを
る方位よあはる 皇國よりハ林野の恐あるをよ

て何きの神事少の佛齋を禁むるよりあまの此沙奈ハ 雜用此料

大念るれば畿内の國々より考へ禁むるをあまの

八國々より正税一萬束也米六百石あり 祭前七日小大嘗宮

を依る東々悠紀院西ハ主基院たり大嘗院乃北小

廻立宮と作る皆黒米草を以作る也十一月中寅日

は齋服を給卯日乃平明小神祇官幣帛と法神

小班の初年祭の務より 儀仗と法る事元日の儀

のため已時供物と大嘗宮より收む僧服紫沙福輿法

膳紫黒酒白極火燧白杵眞茹等の品也次ハ阿波

國忌乃織る糸の兼服此紫と僧袈裟乃後小奠

く次ハ沙飯の福を春さ火を燧沙飯と炊く次ハ多

賀須伎と紫と小奠く戌時ハ 宸儀始て出さる

給ひ廻立殿ハ臨み祭後と若せし事大嘗宮より入せ

るハ吉野國柘植笛工古風と奏し悠紀乃國自歌人

とく國風を奏せし語部古詞を奏せし

管と給ふ風俗の樂と奏と辰の日小同未時
 主基の帳と給ふ津路を修し田路を奏す其儀
 小同子記て主基の國に福を賜ふ辰日とハ悠紀
 の管云已日とハ主基の節令といふ午日小同國
 此國司氏人多し叙位あり巳時津路を薦め久
 米意古志舞と奏と申時小大歌并ふ其節令を
 奏と次ハ解齋乃舞と奏と又志酒日此人と柏
 を給ふ即酒と交飲記て舞ふ酉時
 以下五位以上ハ福を賜ふまゝ此日六位官以下
 皇太子

國使丁以下小福を給ふ兩國此主典以下志郡
 主帳上別勅乃叙位あり大膳大炊造海國日
 酒食を賜ふは祭早て福臣の卜記とある國悠紀小
 考々志信神八座を修り解齋を是踐祚大嘗
 乃後の大祝也年々此新嘗祭ハは儀を略して行ハ
 於々也朝儀を具列するハ儀を承れとも民の瞻仰すべき大
 眼目を造む延喜式に家次才おと控て主典福を奉ぐ
 食々民乃天と給ふ亦亦是ハ神代よりして
 歴朝の聖主神小是を重々する事
 乃條々海がらう々其ハ萬民の為と奉

穀を祈り給ひ秋冬、萬民の爲に天神小報
 命より新嘗と申神て新穀を嘗給ふは
 ありて神代の古也 日神の新嘗一給ひ
 しより久しきより是よりして思ふ
 聖帝明主天神地祇を奉りてせむひか
 始より互るの儀を祈りて也 嘉穀乃厚
 日神の種をせ給ひるは、年々九月穀の
 熟する時、先神嘗は祭りて、皇大神
 を奉りてせむひ十一月お至りて法國より進

乃物を備りぬまは、主とみりて
 天神は供せられ、次小天下に諸神を奉りて
 らまはて其後、主とて新穀をまじ
 め、群臣も賜りたり、米穀を給ふまは、
 るより、神代より、後の大命も、は、
 主儀、節、皆神代、乃、古風のまは、
 る中、古、新、嘗、を、奉り、忌、鏡、劍、を、奉り、
 之中、古、遠、祖、天、皇、命、忌、部、の、遠、祖、大、命、
 也、
 天祖の側より、奉りて、神事を、
 行ひ

皇孫降臨スミミマカワリに及ては輔佐ホササになり
 神武天皇の弟時アノタ子コノも思登命乃孫天種子
 命命解除カイジヨ此事ツカサトをまじり
其事ハ今の中臣ノ後乃中ノあり 大玉命
 の孫天留命天璽鏡アマトミノ鏡を指もて古小祭祀
 のよりよりのからそ造業イギヤウを傳へて後世ツタヘにもあ
 家ジヤウれを職シヨクとらるる也其他の氏シヨクもかく
 の如く神代より各オノノその家シヨクれ職業ギヤウを傳へて
 事コトをゆきと神代タカシの昔カハ小易コヨシる事コトあり
 日嗣ヒツギの君ミコは日神の遺體テイよりヒツギなり

是天神ツカより事コトへ降カりて其イマをミたがみく氏ウヂの
 人と皆法祿の子孫ミあり其遠祖エシの人々
 日神小事ヒカミへまじりし時トキはかゝるヒびに其世ヨの
 後ノチもても天上ソラの儀ギを傳へて神代の遺風イフウを
 そまゝ小約コヤクつぎ今世イマノヨを神の世カミノヨ小異コトを於
 事コトあり他邦ホツ異域イキより絶タテえたる事コトありれば
 神國カミクニとちや也ナリさきば諸國シヨク乃人民オノノミを各オノノ作ツクる
 亦モトの米穀法物を京師ケイシより送り 天神ツカより供
 一ヒトもくんクニりあるをさるるは是より

て拔徳田の事ありて國毎に六段と此福
を進む宮を一人と稱す上御所臣下部各
一人とて悠紀主基乃二國小遣して

天神小供ありて酒の沙飯是酒白酒乃福を

調進を神代より布帛庶物を調進せし

國々各その田業を授て奈れ料をまゐりて

しけをくも 至るべきを文取せ給ひて

沙飯沙酒とありて 天神小供ありて

是等民乃 天神小供ありて

玉體より負せ給ひてたまはし 天神より通し

給ふ沙酒ありてたまはし民も此義を知りて

此日少を祝ひ喜びて 天恩を仰ぎまゐりて

たり今ハ拔徳するの事とやみてゆくまはし

悠紀主基乃國もたふ定りてと定てしりて

るけまは諸國の人民と日かやうれ大祭ありて

とも知れども今と 天神の播種せし

米穀を食て生活し其種を均する

源も知れども 天神乃賜ものを種忽と

せんハ忍ルベキ事ナラズヤされバ士民ニ
ク今日或ハ神社ヲ詣テ或ハ親戚朋友ヲ集
シテ新穀ヲ嘗セシ 天神の沛恩ヲ謝シ
キムルヲ思フベキ事ナリ

十二月三日

此日ハ 天智天皇此沛國忌ナリ 天智元
皇乃沛國ノ前少ノ述ニ如ク既戸馬子の乱ありテ
より蘇我氏權ヲ專ル 至リテ威權轉ル
リク蘇我入鹿逆成ヲ推シ 朝廷乃紀綱乱
リ

ハ此ト記 天皇未皇子小ナリクハ沛國
ヲ愛ヒみひク入鹿を誅戮セシレ宿弊を一洗
シ 制度ト立ク永世の法則トセラル 孝徳
齊明乃朝ル 皇太子ヲ輔弼シ孫ビ世
ト志ルハ也して十年即位ナリ在位四年ハ
崩御ナリ國忌ヲ法代トシ改メテハ
中興乃 主少クおハシテ此沛國忌ニ
かりハ後の世ニテかりクぬ事ナリ也
天祖天業ヲ創メ孫ビナリ 皇孫天位

神武天皇天下を平定す
 崇神天皇四方を經營す
 應神天皇文
 教を弘め給ひ
 歴朝の經編よりて天下
 治安あり事日久しりども一治一乱を
 世の常ありまば中世以降權臣威福の柄を弄ひ
 朝廷の紀綱亂るるも
 天智天皇逆惡を誅
 鋤し中興の大業を成し給ひ古より有功を
 祖と有徳を宗とするるの聖賢此法より
 て人情のありまば
 神武天皇を大祀とす

又始馭天下之天皇ともす
 崇神天皇ともす
 神代卷
 神武天皇とす
 應神天皇とす
 乃宗廟と崇めたり
 天智天皇を中
 宗とすなり
 古人の書ありて
 應神天皇より以て八年曆と久しく崩壊
 の月日もさだらあらざれば國志も置きて
 天智天皇と國志を承くか
 事小定あり
 て神代卷の國志れ
 小定あり
 改終つて
 凡百の禮度法制衣冠
 官職位階を
 定む

よるくく國郡の分割去田此經界百姓里居よ
 至^{イタル}めて此 天皇の經綸一^{ケイリン}みひより起^{オコリ}て
 今^{イマ}に至るま^マく人民の表^{ヒメタマシ}準^スとあり礼^{レイ}義^ギ乃^ニ國
 とありて異^イ域^{イキ}よりと君子國^{クニシ}を呼^{ヨバ}る事
 悔^{ヒト}ふ 天皇乃^ニ切^キ徳^{トク}あ^まくま^まる^る天下乃^ニ
 臣民た^らんものけ日^ヒあ^まる^る 天皇の
 切^キ徳^{トク}と思^シひ親^{シン}戚^{セキ}朋友^{トウユウ}も浩^{コウ}り傳^{デン}へ古^コと忘
 る^る禮^{レイ}義^ギ此^{コノ}邦^{ホウ}よ^よ生^{ナマ}ま^まて我^ワ狀^{シヤウ}大^{ダイ}羊^{ヤウ}此^{コノ}俗^{ソク}と吳^{コト}
 あ^まる^るを喜^{ヨロコ}び自^{ミツ}志^カを勵^{ココロ}して君子國^{クニシ}の君

子た^らん事^{コト}を心^{ココロ}すべ^き也

六日

今日ハ我常陸の 賜^{ツク}大^{ダイ}納^{ナツ}言^{ゴン}殿^{デン}乃^ニ薨^{カウ}みひ日^ヒ也
 公^{キミ}武^{タケ}を^シ治^シへ^テ文^{フミ}を^シ並^{ナラ}禮^{レイ}儀^ギ類^{レイ}典^{テン}等^{トウ}の書^{シヨ}を^シ編^{ヘン}修^{シユ}あ
 り^し 天^{チヤウ}朝^ウは^シ秋^{アキ}に^シ終^{シユ}ひ^し國^{クニ}史^シを^シ終^{シユ}へ^し君^{キミ}臣^シ
 乃^ニ大^{ダイ}義^ギを^シ明^{メイ}小^コせ^しる^る元^{ゲン}祿^{ロク}十^{ジュウ}三^{サン}年^{ネン}は^シ薨^{カウ}み^ひ終^{シユ}み^し謚^{オクシ}
 を^シ義^ギと^シす^る天^{テン}保^ホ三^{サン}年^{ネン}小^コ 敕^{チヨク}命^{メイ}あり^て切^キ徳^{トク}
 を^シ褒^{ホウ}賞^{シヤウ}し^て終^{シユ}ひ^し從^{ジュウ}二^ニ位^イ權^{ケン}大^{ダイ}納^{ナツ}言^{ゴン}を^シ追^{ツイ}賜^{ツク}せ^らる^る
 天^{テン}祖^ソ忠^{チュウ}孝^{コウ}礼^{レイ}義^ギ象^{シヤウ}と^シ意^イを^シ終^{シユ}ひ^てより 皇^{スハツ}統^{トウ}

千載世を經て易らせぬことなきも世の變は
 一端たりて根ありとも出處を禍亂乃原と
 する事少く孔子を名不正言不順と宣り
 へて君臣父子は名分嚴正ありざるべけんや古より
 其名正かりざるも多しとて文治以來
 天下は勢一變して諸國の守護地頭みち鎌倉
 今日乃家臣にれば天下の人鎌倉あり事を知りて
 天朝ありしを知ざるもの多く承久乃變元弘
 建武の亂に始りて天下忠勇は士とてしるも

萬乗は主よ向ひあせて弓を引しを不義あり
 とも思ふなり各其主に為し身を致し事是
 皆名分ありざる故也我 義公一國乃
 治教小以を盡させ給ふこと論じらるる及ぶと
 夙よ忠孝は道明あらざるを深く歎せあひ
 て大義をて下小のよしとて讓國の義三存
 乃喪れぬき父子のたしめ給ふ既よ
 人の模範とあすべく又國史を修して異端の
 徒國初れ 祖神を句吳の故と云て神の

乃統を汗まの邪説を破り神功皇后を
 后妃傳より列す天皇大友と本紀より素永
 東西乃戦元弘南北此争と云皇統を正
 同く終ひ將軍傳家族伝傳と立其他義
 烈叛臣此義を云隋唐を外國傳とする
 乃類みる國體とゆふ名分と云くく臣
 子たる者どく向背迷ハざるをひるハ即孔
 子春秋を刪らるの教りて言ふ天下後世よ至
 まく人倫の準極也ひる北畠准后 俊村上

乃朝小立て神皇正統記を著く國體を
 明く名分と云くく卓識辯論千載の
 龜鑑とすべし然も戦争此世よあて著述
 せらけし書をば備へざるものも少かり
 義公此書のみを二千年此事實を網羅
 しく漏らば正邪忠奸是非曲直みる事小
 依て直書して鑑戒と垂めし其關係なる
 不意大なり千載此後まざる人心世道を
 維持とすべし事なき藤菅二公楠中將と

草部系言

五十七

同く忌日と並べ擧る也今は毎の如きも
 天下小關係せりゆりと擧て一家此私言よあ
 らざれば 義公の忠事をとるよ載する
 事を我 先君とのと稱揚し皆んとよ
 いらざるごとく君臣の上下よ昭あらんことを
 希との言ふべきにあらず大義を天下よ揭示
 給ひ一事此を論して境内小治教とあ
 らひしりよと是を漏せり

十一日

此日月次祭神今食ありて僧尼の羊肉を禁せし
 る事ありと皆六月少月

晦

六乃日大被あり又鎮火祭道餐をのりしりまの六
 月少月

此月吉日と擇て祈前として十陵八墓の使をき
 て年此終に幣帛をまじせあひたり

祈前とは神穂のり也新穀登りてハ新嘗あ
 りて
 天神地祇小報をみひ又歳此終

小前物備りて之を前ありて山陵の幣帛
 を進めしむ也 歴朝乃山陵と諸陵寮
 乃職ありて之を掌りて之を司る也 陵戸を空て
 修理せしむ 歴朝孝敬とありて之を司る也
 日月也 山陵と殿を謀大逆とて八虐の一なり
 至て之を罪なり 佛法の行ひてより火葬
 ありて之を戒状の俗中国に浸淫し 持統
 天皇より始りて 萬葉に之を司る也

玉體を火ふありて之を出来て後世に山陵も
 起されど近世にありては前ありて幣を絶て
 行ふべきにされども前前の幣ハ 先聖の
 制に於ては礼をまは士庶人に至るまで六月
 小を祀先の墓に詣りて祀先ののりと思ひ且
 ハ流年を送りて之を流すに最月此をさうりぬ
 づきよりかと思ひ出べき也 さく前物天に奉つ
 き人祀の本つくる人々呼吸のる小天の氣
 息身小流りて天に陽を奪て一身の元氣を

土の質也小生ひる土の穀を食ひ地乃陰を
 食之其形體を養ふ是天地乃氣を均て生活
 する也父祖の氣血骨肉分布變化して子孫
 の身となる父祖の身ハ已り前身ありて子孫ハ
 已り後身なれば子孫ある限りハ父祖の身
 色生いて居るなりあり父祖と子孫と同一
 氣ありて一身ハ異ありんば故に父祖乃魂氣を
 天に敬むとて子孫誠敬を以て居るは
 事ありて在るに如くする時に鬼神感格して

其祭を享る事天地自然乃理なり是よりて
 天朝小を祭祀の禮有て天祖小事へ昔に
 荷前の幣ありて先帝小追孝せしむる孝ハ
 生者小事へ左右に執養ふこと勿論なれ
 ども没後より起りて色生る小異を以て居る
 敬ひ事ハ一氣ありて接属せる子孫の誠敬小
 感格せば死して死せむとて一にされば父祖を
 して永く死せずして其神世にありて居る
 事如くしてめんとの義なり是今子孫の誠

教よりして父祖乃神を祀り留め氣を以て
 是を永に孝といひ是此篇元日小起て
 前小終る前よ君臣乃義を論じ此小父子の親
 と論じ忠と孝とを以て首尾とするなり即
 天神乃訓は遵奉一尊一統との義也 天照
 太神三種の神靈を傳授ひ忠孝此訓自其中
 小傳る 皇統天地と共にかまへて世に傳ふ
 萬世より傳るもて臣民一君を仰ぎまへるは永に忠
 なり 天孫千萬世を授て一祀小事一終る也

永に孝と稱すも天也忠孝乃訓天地此始
 より起て天地の盡くせん限りは永世もく人
 の模範として遵奉すべきなり此言は徳あり
 と知て一人を万物の靈ありて禽獸蟲魚乃無
 智あるが如く小ありて大なるも飽まで食ひ
 煖く衣て居て居て死する時を會歎小述
 聖人は是を憂て人倫を的として民を教ふる人倫
 こと父子君臣夫婦長幼朋友乃五品あり五品
 小ありて中より小を君臣父子れ二を古人も

人乃大倫ありと云て最大ありと云ふ志孝
 の教也 天照太神の御言まじくそ天地始
 て第一時より立て天照と共小あつるあり今
 日お至まで 皇統替へせ給ひば 皇太神
 を崇敬せよとあひかゝる目おたさたけり
 神州ふのこけりて海外より万国多しといへ
 後てあき事也海外の國もふいさあぐの異
 教ありて人倫明りあはざるもの多き中少と
 西方乃諸國中より一種の胡鬼と云ふもの
 ありて人倫明りあはざるもの多き中少と

尊奉一眼前の君父を輕侮する愚陋の風俗も
 少くもぞ知るふ 神州の民たせんその孝
 小宇宙第一よめてて此國ふ生れあぐり瘴
 夷の愚陋ある邪説小迷ん人乃道を捨て禽
 獸の行をあそんと志も也人心何んものハ
 己り心おと恥ら且も君父も神明も對し
 たりて畏るべしなりふあはざれば人を生
 きそ人の心を忠孝を失ひてなり
 君父の大恩よ報いならざらんや故よこの

義ドウシヤと以て同社の子弟小若ツゲカタ語りてシム神シムあり

養生アヲヒトゲサたるんとのをみふ心を回くシム事シムふ

神聖セイの風教フウキヤウふびきあくるひもシム事シムふ

希コイチカふれシム事シムふ

草偃和言終

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

右草偃和言。為郷里子弟村野民庶不
識字者録之也。羣居終日。言不及義。好
行小慧。夫子以為難。而雖博矣。尚稱其
賢字已。近時郷閭。歲時集會。猥談瑣
語。所言多不及義。或風之汚。不念宜字。
周官。擇人掌誦王志。巡天下語之。是亦
奕矣。一日金子郡宰求梓以領管下。此
書特出於村夫子之謨也。雖徒取笑大

方君子。而其治民不廢教之意。亦有不
忍負者。所以類厚不敢拒之也。天保癸
卯秋日會澤安書。

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 草偃和言, 會澤安書, and 天保癸卯）

草偃和言一卷。會澤先生所
筆。往年金子氏宰西郡。欲
上木以公於世。會免職而止。
余憾其志不遂。迺與同志謀。
命工繡梓。藏之神庫云。嘉
永壬子春日。常陸那珂郡
靜神社長官齋藤一德識。

濟新与身家實藏一節論
 心主于春日常對雅所候
 命二齋林齋之軒軒公家
 余對其法不遂既之國法精
 土木以公法世會免潮心止
 筆一軒半金子月筆西候候
 草部味言一卷會畢共古河

水府御藏版

頒行書林

和泉屋金右衛門

江戸横山町三丁目

